

発議第2号

地域経済の更なる発展と雇用の安定を求める意見書

標記について、高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

平成26年6月20日提出

提出者 高山市議会議員 橋本正彦

賛成者 高山市議会議員 溝端甚一郎  
松葉晴彦  
倉田博之  
中箴博之  
岩垣和彦

## 地域経済の更なる発展と雇用の安定を求める意見書

我が国の経済は、全体では明るい兆しがみられるものの、その効果は中小企業や小規模事業者が多くを占める地方にまで十分に及んでいない状況である。また、消費税率の引き上げに対する懸念から、先行きを不安視している企業が多いという実態も見られる。こうした状況を打破し、地域の隅々までに効果を行き渡らせるためには、地方の創意工夫を活かした産業競争力の強化対策や雇用対策、さらには、中小企業・小規模事業者の革新に向けた取り組みの支援など、地域経済が成長、活性化できる対策を国と地方が強力に連携して取り組むことが不可欠である。また、雇用情勢に関しても、完全失業率は緩やかに改善しているものの、非正規労働者の比率が高まっており、依然として厳しい状況が続いている。働くことは、生活の糧を得るだけでなく、人生の生きがいであり、自己実現を図るための重要な手段である。また、働くことは国民の権利であり、雇いを安定させることは、国の重要な責務である。

現在、国においては、産業の競争力強化を図り、経済の再生を目指す中で、労働規制の緩和を検討し、「解雇の金銭解決制度」の導入や「限定正社員」の制度化、また、「常用代替の防止」の原則を変える大幅な緩和に向けた労働者派遣法の改正が検討されているが、消費を支え、経済の源となる労働者の雇いが不安定化に向かうようなことがあつては、かえって、その目的は達成できないことが危惧される。さらに、いわゆる「ブラック企業」問題に象徴されるように、長時間労働をはじめ、労働者の雇用環境は悪化しており、特に過重労働を原因とした過労死が大きな社会問題となっている。過労死は、本人及び遺族のみならず、社会にとっても大きな損失であり、過労死防止対策を推進することも求められている。

よって、国におかれては、力強い成長の実現と足腰の強い日本経済の構築を図るため、地方経済の更なる発展と雇用の安定に向けた総合的な施策を展開するよう、次の事項について強く求める。

### 記

1. 今後、実施される経済対策においては、引き続き、「地方の再生なくして、日本の再生なし」の考えのもと、地域の実情を十分に踏まえ、地域経済の更なる発展に資する施策を国と地方が強力に連携して取り組むこと。
2. 医療・福祉・健康、環境・エネルギー分野など、成長分野の育成支援の充実を図り、雇用の創出に繋げるとともに、「解雇の金銭解決制度」の導入、「限定正社員」の制度化、また、労働者派遣法の改正など、労働規制の緩和については、慎重に対応し、雇

用の安定に十分配慮すること。

3. いわゆる「ブラック企業」問題に対する実効性ある対策を講じるとともに、過労死防止対策を推進すること。また、若者雇用においては、学校における職業教育や進路指導、職業相談などの就労支援をさらに拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月20日

高山市議会